

農業振興地域制度の概要

制度の目的

総合的に農業の振興を図ることが必要であると認められる地域について、その地域の整備に必要な施策を計画的に推進するための措置を講ずることにより、農業の健全な発展を図るとともに、国土資源の合理的な利用に寄与することを目的とする。

国

農用地等の確保等に関する基本指針 (§3の2)

- ・ 確保すべき農用地等の面積の目標その他の農用地等の確保に関する基本的な方向
- ・ 都道府県において確保すべき農用地等の面積の目標の設定の基準に関する事項
- ・ 農業振興地域等の指定の基準等

R2. 12. 8
公表

協議

(確保すべき農用地等の面積の目標等については、農林水産大臣の同意が必要) (§4⑤)

県

農業振興地域整備基本方針 (§4)

- ・ 確保すべき農用地等の面積の目標その他の農用地等の確保に関する事項
- ・ 農業振興地域等の位置および規模等

R3. 7. 12
公表

意見を聴く
(政令 §1)

- ・ 関係市町
- ・ 学識経験者

協議

(農用地利用計画については、県知事の同意が必要) (§8④)

市町

農業振興地域整備計画 (§8)

- ・ 「農用地利用計画」
農用地区域の設定、変更
- ・ 農業生産の基盤の整備および開発、農用地等の保全に関する事項等 (マスタープラン)

※ 農地転用との関連
農用地区域内の農地については、農業以外の用途への転用は禁止